

返戻金制度について

◇ 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社日以後1ヶ月以内の場合は受領した紹介手数料の75%を返還するものとする。

(2) 入社日以後2ヶ月以内の場合は受領した紹介手数料の50%を返還するものとする。

(3) 入社日以後3ヶ月以内の場合は受領した紹介手数料の25%を返還するものとする。

但し、求人者の求職者（採用決定者）に対する対応が、労働関連法令等に違反し、それを理由に求職者（採用決定者）が一身上の都合にて退職した場合には、受領した紹介手数料は返還しないものとする。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約等により別の定めをする場合があります。

株式会社 ニッサン・コンサルティング

有料職業紹介事業許可番号 39 - ユ - 300029